

野洲市建設工事の入札に係る最低制限価格の算定基準の見直しについて

令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

現在、野洲市においては、ダンピング受注の防止、工事の品質確保および下請人の保護を目的として最低制限価格の導入をしておりますが、品確法の改正の主旨に鑑み、さらなるダンピング受注の防止、健全な建設業の発展に寄与するため算定式の見直しを行います。

(対象)

適用対象とする建設工事

予定価格が 200 万円超の一般競争入札及び指名競争入札に付する建設工事

(算出方法)

最低制限価格の算出方法

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(公契連モデル)」を採用します。

1. 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1,000円未満切捨て)。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とします。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
2. 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

上記の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(適用日)

【当初】

新基準の適用については、公告日または指名通知日が令和 2 年 10 月 1 日以降の案件から適用します。

【一部改正】

新基準の適用については、公告日または指名通知日が令和 3 年 11 月 1 日以降の案件から適用します。

【一部改正】

新基準の適用については、公告日または指名通知日が令和 6 年 4 月 1 日以降の案件から適用します。

【一部改正】

対象となる案件の見直しについては、公告日または指名通知日が令和 7 年 4 月 1 日以降適用します。